

14.6.26
第899号

寫

勞務第七六〇號

大正十四年六月廿六日

警視總監 大田政弘

日誌
統計

年六月二十六日ヨリ支給スルコト
一 従来ノ常備従業員ニ対シテハ大正十四年六月二十
六日ヨリ二割ノ増給ヲナスコト

但シ大正十四年十一月二十六日ニ於テ六月現在
ノ給料額ノ一割ヲ増ス(此中ニハ定期昇給ヲ含ム)

一 請員制度撤廃シナスニ作業能率ニ大差ヲ生セシメ
サルコトヲ保証スルコト

一 作業能率ニ大差ヲ生シタル場合ニ於テハ協議ノ上

請員制度復旧スルカ又減給ヲナスコトアルハシ
大正十四年六月十三日
出取労働組合 五會代表 眞

並製本科 管理 人
金子 福松 殿

高田 幸三 印
伊藤 松三 印
石倉 次印

内務大臣 若槻禮次郎 殿
東京警備司令官 菊地慎之助 殿

社会局長官 長岡隆一郎 殿

東京地方裁判所 検事正 殿

京都大坂神奈川愛知兵庫福智

千葉山梨栃木福島埼玉群馬

静岡山梨各府縣長官 殿

株式会社三省堂印刷工場職工労働争議ニ関スル件